

広島県水道広域連合企業団管理規程第58号

広島県水道広域連合企業団水道料金等の徴収又は収納事務の委託に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団水道料金等の徴収又は収納事務の委託に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定に基づき、水道料金等の徴収又は収納委託に関して必要な事項を定めるものとする。

(委託事務)

第2条 委託することができる徴収又は収納に関する事務（以下「徴収又は収納事務」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「水道条例」という。）及び広島県水道広域連合企業団工業用水道条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第22号。以下「工水条例」という。）に規定するメーター又は量水器の計量を行い、使用水量を算定し、通知する事務（以下「検針事務」という。）
- (2) 水道条例第28条第1項に規定する水道事業の料金、同第54条第1項に規定する水道用水供給事業の給水料金、工水条例第22条第1項に規定する工業用水道事業の料金、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が徴収又は収納事務を受託した下水道等使用料その他企業団の業務に係る公金等（以下「水道料金等」という。）について、徴収し、収納し、又は過誤納金を還付する事務
- (3) 水道料金等の請求に関する文書の送付事務
- (4) 水道、工業用水道又は企業団が徴収又は収納事務を受託した下水道等（以下「水道等」という。）に関する諸届の受付事務
- (5) 水道等の使用開始・中止に伴う作業に係る事務
- (6) 給水停止の執行を含む滞納整理に係る事務
- (7) 前各号に掲げる事務に附帯する事務

(委託の要件)

第3条 企業長は、徴収又は収納事務を委託することが水道料金等の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合において、次に掲げる要件を満たす者に徴収又は収納事務を委託することができる。

- (1) 徴収又は収納事務の遂行に関し、十分な能力を有すると認められる者
- (2) 徴収又は収納事務を委託した場合において、収納された水道料金等の保管が安全であると認められる者

(3) 個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じている者

(4) 前3号に掲げる者のほか、企業長が必要と認める要件を備えている者
(委託契約の締結)

第4条 企業長は、前条の要件に該当する者に徴収又は収納事務を委託する場合において、委託期間、委託内容その他の委託に関する必要事項を記載した契約書を作成し、契約を締結するものとする。

(委託する区域)

第5条 企業長は、徴収又は収納事務の委託を実施する区域を指定するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受託者は、契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。

(再委託又は再委任の禁止)

第7条 受託者は、徴収又は収納事務の全部若しくは一部を第三者に再委託し、又は再委任してはならない。ただし、あらかじめ企業長の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(収納手続)

第8条 受託者は、納入通知書により水道料金等を収納したときは、領収書に領収日付印を押印し、納入義務者に交付しなければならない。

(払込手続)

第9条 受託者は、水道料金等を徴収又は収納した場合は、その内容を示す計算書を添え、速やかに広島県水道広域連合企業団出納取扱金融機関又は広島県水道広域連合企業団収納取扱金融機関に払い込まなければならない。

(給水停止及び滞納整理)

第10条 第2条第6号に規定する、給水停止の執行を含む滞納整理に係る事務は、行政処分に当たる事務及び法令が地方公共団体の長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する場合を含む。）に義務が定められている事務を除く事実行為とする。

(損害賠償)

第11条 受託者は、徴収又は収納事務の遂行に関し、自己の責めに帰すべき理由により企業団又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除権)

第12条 企業長は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、徴収又は収納事務に着手すべき期日を過ぎても履行しないとき。

- (2) 受託者の責めに帰する理由により、契約期間内に徴収又は収納事務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受託者が当該契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、企業長が契約の解除を要すると認めたとき。

(受託者証)

第13条 企業長は、受託者に対し広島県水道広域連合企業団水道料金等徴収又は収納事務受託者証（以下この条において「受託者証」という。）を交付する。ただし、受託者が法人の場合は、当該受託者証の交付を省略することができる。

2 検針事務を個人に委託する場合の受託者証については、別に定める。

3 前2項の受託者証の交付を受けた受託者は、徴収又は収納事務に従事するとき、常に当該受託者証を携帯し、要求があったときはこれを提示しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 受託者及び従事者は、徴収又は収納事務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(事務の引継ぎ)

第15条 受託者は、契約期間が満了したとき、又は第12条の規定により契約が解除されたときは、その日から3日以内に業務に関する一切の事務を企業長又は企業長が指定する者に引き継がなければならない。

(委託等の告示)

第16条 企業長は、徴収又は収納事務を委託したとき又は契約を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(検査)

第17条 企業長は、必要があると認めるときは、委託業務の執行について受託者の報告を求め、又は検査を行うことができる。

2 前項の規定により、企業長が報告を求め、又は検査を行う場合は、受託者は、これに協力しなければならない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。